

伊丹市と大塚製薬株式会社との連携と協力に関する協定書の一部変更に係る覚書

伊丹市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）は、令和 2 年 12 月 1 日付で締結した、「伊丹市と大塚製薬株式会社との連携と協力に関する協定書」（以下「原協定書」という。）について、以下の通り覚書を締結する。

（有効期間の変更）

第 1 条 原協定書第 6 条を以下のとおり変更する。

本協定の有効期間は、協定締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する 1 ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から 1 年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（原協定書の適用）

第 2 条

この覚書に定めのない事項については、原協定書のとおりとする。

本覚書の成立を証するため、本書 2 通を作成し甲乙それぞれが記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 7 年 3 月 3 日

甲 伊丹市千僧 1 丁目 1 番地
伊丹市
伊丹市長 藤原 保幸

乙 大阪市北区中之島 6 丁目 2 番 40 号
中之島インテス 14 階
大塚製薬株式会社 関西第一支店
支店長 飯間 真